

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 19 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2010～2013

課題番号：22243007

研究課題名(和文)公正取引市場の実現を目的とする消費者の集団的利益救済・予防システムの総合的構築

研究課題名(英文)Comprehensive Analysis of the System for the Enforcement of Consumers' Collective Interests of with a View to Realize Fairness in Transactions in the Market

研究代表者

千葉 恵美子(CHIBA, Emiko)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：70113587

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 24,900,000円、(間接経費) 7,470,000円

研究成果の概要(和文)：消費者と事業者間の取引において、不特定多数の消費者の利益が侵害され、その利益が事業者の元にとどまる場合を広く「集団的消費者利益」の侵害と捉える必要がある。このような集団的消費者利益は、集合的利益、拡散的利益、社会的損失の三つに類型化できる。これらの利益は帰属主体を特定・想定することが困難であることから、法益の帰属主体とは別に、その法益の実現主体を認める必要がある。集団的消費者利益の実現手段としては、事業者への違法行為の差止めや損害賠償請求だけでなく、違法収益剥奪制度や課徴金制度が必要である。同時に、権利実現の方法の複線化によって適格消費者団体や行政機関等の実現主体の権限の調整が必要となる。

研究成果の概要(英文)：This project tackled with the appropriate mechanisms to resolve disputes and obtain redress for consumers' interests harmed by business entities, when the harmed interest of each consumer was too fragmented and small for he/she to take action individually, but the accumulated harm was large and important enough for the society to take some measures. Interdisciplinary groups of legal scholars in the wide fields of substantive law as well as those in procedural law participated in the project. The results of the project may be summarized as follows. First, within the collective interests of consumers, three categories could be identified: i.e., "combined interests", "diffused interests" and "social interests". Second, appropriate measures were discussed in accordance with the types of the interests at issue, taking into account that each type differs in the extent to which the interests of consumers as an individual on one hand, and those of the public on the other, should be protected.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：2法学・民事法学

キーワード：集団的消費者利益 消費者団体訴訟制度 消費者法 競争法 経済的不利益賦課制度 適格消費者団体 課徴金制度 公法・私法協働論

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) これまでの国内・国外の研究動向

消費者取引をめぐる紛争だけでなく、環境・金融サービス・独禁法をめぐる紛争では、市民が個人で訴訟を提起して権利を実現することが見込めないという問題が広範に存在している。この問題を解決する処方箋としてよく知られているのは、米国のクラスアクションである。しかし、これが最も適切な方法なのか、他に、集団的な救済措置として効果的な方法はないのか、紛争類型の違いが集団的利益の実現を図るための救済システムに影響を与えないのかが、世界の共通した立法政策の関心事になっている。

2007年7月にOECDは、加盟各国に対して、事業者との取引から集団的に発生する消費者の経済的損害について、紛争解決及び救済の仕組みを提供するように勧告し、わが国においても、このような仕組みを検討することが政府の検討課題となった(「消費者庁及び消費者委員会設置法」附則第6項)。

上記の課題に対して、我が国では、これまで、民事手続法の研究者を中心に、消費者に集団的に少額の財産的被害が発生する場合の効果的な司法へのアクセス手段として、比較法的視点から各国の集合的権利保護制度について調査が行われ、消費者団体訴権制度を損害賠償請求権まで拡大するための立法のあり方について検討されてきた。

### (2) 着想に至った経緯

被害を被っても救済のためのコストを考えると、消費者は権利行使をしない可能性が高く、他方で、被害が消費者に集団的拡散的に発生したままとなり、公正な市場取引が阻害される可能性が高い。集団的に発生する消費者被害の態様は様々であり、どのような事例を想定するかによって、必要な制度設計は異なる可能性がある。

「集団訴訟型」で多数の消費者が「損害賠償請求権」を行使するために効果的なシステムを構築することは、消費者の集団的利益の救済・予防システムという観点からみると、その仕組みの一部を扱っているにすぎない。

消費者の集団的利益救済・予防システムとして制度設計を行うためには、従来のシステムのどこに問題があるのかを民事実体法・手続法、経済法、行政法等の各法分野から学際的に解明すること、被害を被った消費者個人の救済というミクロ的な視点からだけでなく、公正な取引市場の形成というマクロ的な視点から総合的で予防的な救済システムの構築を模索することが必要である。

## 2. 研究の目的

本研究は、集団的な消費者利益をどのように実現するのかという問題に焦点をあて、集団的な救済措置について、一貫性のある立法論・解釈論を展開するための基本的な視座を提供することを目的としている。

(1) 集団的消費者被害事例を整理し、現行

の救済・予防制度の限界と問題点を解明すること。

(2) 制度設計として考えられる選択肢(個々の被害者の被害回復、違法行為の抑止又は不当な収益のはく奪、ないしは両者を制度目的とするのか、誰を被害救済・予防の主体とするのか)を検討し、制度化のための論点を検討し、立法の方向性を具体的に提言すること。

(3) これらの制度が複合的な法分野に関わることから、特に、消費者政策と競争政策の相互の関連性に着目しながら、複線化してゆくシステム相互の関係を検証する枠組みを構築することをめざしている。

## 3. 研究の方法

全体研究会として「ライフ・イノベーション研究会」を組織し、「ライフ・イノベーション研究会」を通じて、実体法(民事実体法・行政法・競争法)グループと手続法グループの研究成果を相互に共有するとともに、ゲストスピーカーを迎えて、議論を行った。

(1) 集団的消費者被害事例を整理し、現行制度上の限界又は問題点を把握するために、行政官と適格消費者団体などから現状と課題についての報告をしていただき、国内法の問題点の洗い出しを行った。

(2) 民事実体法、民事手続法、経済法、行政法の各分野から消費者の集団的利益をどのように捉えているのか、各法分野において、消費者の集団的利益を実現するための手段としてどのような制度設計が可能かについて検討した。

法分野の違いが、集団的利益の救済という問題の捉え方や分析する視点のずれを生み、集団的救済のメカニズムという新しい制度設計を考える際に見落としてしまっている点がないのか、また、既存の法制度の理念や基礎理論との関係で、どのような問題を生じさせているのかを解明するとともに、各法分野の境界領域での議論を通じて、共有できる新しい理論・理念・調整原理を構築できないか考察を加えた。

(3) 実体法の観点からの分析を受けて、民事手続法の改革の観点から2006年の消費者契約法の改正によって、わが国で初めて団体訴訟制度として導入された適格消費者団体による差止請求制度に加えて、消費者委員会と消費者庁による集団的消費者被害救済制度の立法作業の動向を注視し、2013年12月に成立した消費者裁判手続特例法に基づく2段階型の訴訟手続について理論的課題を検討した。

(4) 集団的消費者利益の実現という観点から、租税法・国際私法・刑法・刑事訴訟法の視点からも学際的に検討した。

## 4. 研究成果

(1) 集団的被害概念から集団的利益概念へのパラダイム転換

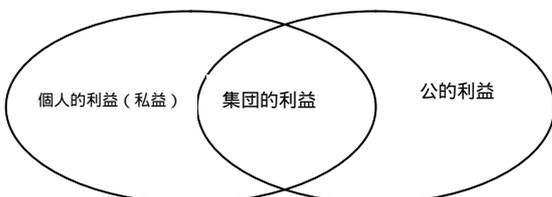
これまで、集団的消費者被害救済制度として、主に議論の念頭におかれてきた対象は、被害主体とその損害が特定できても、同一の相手方に対して共通の権利・利益を有する相当多数の消費者が存在し、これらの消費者が比較的少額の経済的損害を被っているために、現在の民事訴訟手続では効率的に権利実現ができない場合である。しかし、消費者紛争のうち圧倒的な割合を占めている「契約」「取引」をめぐる紛争には、被害主体とその被害を確定できるような紛争類型のほかに、不当条項や不当な取引方法などによって、消費者が損害を被っていることを抽象的には観念できても、被害者を特定することが困難である場合、さらには、被害者も損害も特定することが困難である場合がある。

そこで、本研究では、被害者・損害の特定が難しい場合も含めて、「不特定」「多数」の消費者の利益を広く「集団的消費者利益」と定義した上で、集団的消費者利益の特色に応じて実体法規範との関係で、なぜこの種の利益を実現することが必要であるかを分析した。その上で、集団的消費者利益の態様に応じた権利実現システムを構築するために、誰にどのような権利や権限を認めるべきか、また、その主体がどのような法的手法を通じて、これらの集団利益を実現するのか、法の実現という観点から集団的消費者利益の実現を目的とする制度設計のあり方を学際的に検討した。

#### (2) 集団的利益の類型化

法的利益の帰属主体と損害の特定の有無という観点から、集団的消費者利益を集合的利益、拡散的利益、社会的損失の三つに類型化した。

集合的利益とは、個人的利益を束にした利益であり、損害の観念とその個別的な帰属主体の確定が可能である利益、これに対して、社会的損失とは、市場競争の機能不全により社会的な損失を観念することはできるが、損害を観念することができないことから、個別的な利益の帰属主体を観念とすること自体が困難である利益である。拡散的利益とは、損害を観念することはできるが、その個別的な帰属を確定するのが難しい利益である。したがって、拡散的利益は集合的利益と社会的損失(利益)の中間に位置しており、個人的利益を観念とすることがなお可能であり、公的利益としての側面もある利益ということになる。



他方で、このように類型化される利益は、「消費者厚生」として考慮される点では共通した特徴があることになり、拡散的利益につ

いても社会的損失についても、集団的消費者利益としてその実現を検討する対象に取り込むことが可能になる。消費者厚生は、個々の消費者にとっての効用から構成されるから、消費者厚生の最大化によって個々の消費者の個別的利益も保護されることになる。このような観点からみると、行政法規でもある経済法規範と民事実体法規範の間に連続性があることを認識することが可能となる。もっとも、各法規範の目的との関係で、事業者の違法性を評価する要素には違いあり(たとえば、消費者契約法と独禁法における事業者の優越性を消費者取引との観点で捉えるのか、それとも市場との関係で捉えるのかによって違法性の評価要素に違いが生じるなど)、役割分担が行われていることになる。

#### (3) 消費者の集団的利益を実現する主体とその権限

権利・利益の実現にあたっては、その帰属主体と実現主体が一致することが原則である。そして、当該主体には実体法の権利を裁判によって実現する可能性が保障されている。他方で、「公益」を最終的に決定する権限と責任を基本的に負っているのは、国や地方公共団体の機関である。

しかし、集団的消費者利益については、拡散的利益や社会的損失の類型に典型的に現われるように、その帰属主体を特定ないし想定することが困難である場合がある。そこで、これらの利益を実現するためには、これらの利益の帰属主体とは別に、その法益を実現する主体を考える必要があることになる。利益の帰属主体を観念しづらいことは、同時に、消費者個人の意思以外の要素によって、実現主体の正統性を基礎づける必要があることになる。

本研究では、集団的利益の分析を背景に、集団的消費者の利益を実現する主体として、当該主体に不特定多数の利益侵害を主張・立証していくための能力があるのか、当該主体の目的との関係で適格性があるか、公開性があるのかという観点から、実現主体の正統性を検討することが必要であることを明らかにした。その上で、消費者契約法における適格消費者団体の認定要件がこれを充足していることから、集団的消費者利益の実現主体として、適格消費者団体の正統性が担保されていることを論証し、適格消費者団体に不特定多数の消費者の利益を主張する実体法上の権利および訴権を認めることができることを明らかにした。

#### (4) 集団的消費者利益の実現主体とその実現手法

本研究と従来のアプローチとの違いは、消費者の個人的利益を実現するために必要な「手続法の制度改革」に限定せずに、集団的消費者利益を実現するために、法秩序をどのように制度設計するのか、また、すでに制度

化された適格消費者団体による差止請求制度や消費者裁判手続特例法に基づく集合的消費者被害回復制度、さらに違法収益を事業者から剥奪する制度を全体のシステムのなかで理論的にどのように位置づけるのかを検討した点にある。

本研究による集団的利益の類型化は、その実現主体の役割分担を考える際にも有用である。

消費者契約法上の適格消費者団体に行政訴訟の原告適格を認めること、行政機関が不特定多数の消費者の利益を支援するために、消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認の訴えについて原告適格を認めることなどが理論的には可能となる。

一方、実現手段との関係では、事業者の違法行為の差止めや違法行為を原因とする損害賠償の請求をするだけでなく、適格消費者団体による違法収益の剥奪請求権や行政機関による課徴金制度の正当化根拠を明らかにすることにも、集団的利益の類型論が役立つことになる。利益の剥奪請求権は、違法取引への経済的誘因を除去して抑止し、公正な市場を回復させる制度として、課徴金制度は、違法収益を量定基準の一つとする違法行為の経済的抑止のための行政的制裁として位置づけられることになり、いずれも、集団的利益の類型化との関係では、拡散的利益の侵害や社会的損失が問題となる場合に機能する制度ということになる。

もっとも、消費者厚生は、個々の消費者にとっての効用から構成されるから、事業者から消費者個人に損害賠償や不当利益の返還が行われた場合には、その額を差引くこと、課徴金や事業者から収奪した違法収益を事業者に対して損害賠償請求権を有する消費者個人に分配することも可能となる。

加えて、実現主体について適格消費者団体と行政機関の併存を認め、かつ、実現方法の複線化を容認することによって、過剰な規制にならないかどうかを検討する必要がある。ここでも、保護法益(どのような集団的利益なのか)と実現手段の目的(行為の差止めか、被害の回復か、違法な収益の収奪か、行為の抑止か、行為の制裁かなど)に共通性があるのかという観点から、複数の主体による複数の法的手法の並存を認めるべき場合と規制を調整するべき場合があることが明らかになる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計100件)

林秀弥、裁量型課徴金制度のあり方について、名古屋大学法政論集、査読無、248号、2013、177-220

<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/handle/2237/18117>

長谷部由起子、集合訴訟制度の課題、法曹時報、査読無、64巻7号、2012、1581-1628

<http://ci.nii.ac.jp/naid/40019339305>  
横溝大、集団的消費者被害救済の国際的側面 抵触法的考察、NBL、査読無、984号、2012、986号、80-87

<http://ci.nii.ac.jp/naid/40019427884>  
原田大樹、適合性評価の消費者保護機能、NBL、査読無、985号、2012、80-89

<http://ci.nii.ac.jp/naid/40019410442>  
高橋祐介、税は自ら助くる消費者【もの】を助く? 投資家の受領した損害賠償課税を中心として、NBL、査読無、984号、2012、90-98

<http://ci.nii.ac.jp/naid/40019394782>  
林秀弥、消費者取引と優越的地位の濫用規制 行動経済学と競争法、NBL、査読無、981号、2012、105-117

<http://ci.nii.ac.jp/naid/40019335711>  
千葉恵美子、集団的消費者利益の実現と法の役割、NBL、査読無、978号、2012、80-83

<http://ci.nii.ac.jp/naid/40019280147>  
千葉恵美子、「ライフ・イノベーション研究会(研究報告)」「集団的消費者被害救済・予防システムの構築に向けて」、名古屋大学法政論集、査読無、243号、2012、1-43

<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/handle/2237/16301>

町村泰貴、消費者団体による訴訟と訴訟法上の問題点 訴訟物と既判力の客観的範囲を中心に、NBL、査読無、979号、2012、108-118

<http://ci.nii.ac.jp/naid/40019302179>  
渡部美由紀、消費者団体による訴訟と執行をめぐる諸問題、NBL、査読無、980号、2012、115-123

<http://ci.nii.ac.jp/nrid/9000018977846>

千葉恵美子ほか、集団的消費者被害救済制度・予防システムの構築に向けて シリーズ 報告&討論「消費者政策のこれまでとこれから - 製品安全と悪質商法対策から描く消費市場の規範の鳥瞰図 - 」、名古屋大学法政論集、査読無、243号、2012、1-47

<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/handle/2237/16302>

林秀弥、不公正な取引方法の規定の構造 - 独占禁止法2条9項と一般指定、法学教室、査読無、377号、2012、17-27

<http://ci.nii.ac.jp/naid/40019144522>  
千葉恵美子ほか、集団的消費者被害救済制度・予防システムの構築に向けて シリーズ -2 報告&討論「適格消費者団体の実態について~ACネットを例として~」、名古屋大学法政論集、査読無、242号、2011、1-27

<http://ci.nii.ac.jp/naid/110008754217>

千葉恵美子ほか、集团的消費者被害救済制度・予防システムの構築に向けて シリーズ - 1 報告&討論「適格消費者団体の活動と今後の課題」、名古屋大学法政論集、査読無、241号、2011、69-116  
<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/handle/2237/15907>

千葉恵美子ほか、集团的消費者被害救済制度・予防システムの構築に向けて シリーズ 報告&討論「消費者行政の現場から見た消費者法・政策の課題と展望」、名古屋大学法政論集、査読無、240号、2011、1-45

<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/handle/2237/15897>

千葉恵美子、消費者取引における情報力の格差と法規制 - 消費者法と市場秩序法の相互関係に着目して -、現代消費者法、査読無、12号、2011、68-78

<http://ci.nii.ac.jp/naid/40018999111>

丸山絵美子、契約の内容規制と消費者の利益・公正な市場の実現、現代消費者法、査読無、12号、2011、30-39

<http://ci.nii.ac.jp/naid/40018999108>

鈴木将文、表示規制分野における私的利益の保護と公的規制、現代消費者法、査読無、12号、2011、57-67

<http://ci.nii.ac.jp/nrid/9000018619110>

林秀弥、独占禁止法による集团的消費者利益の実現現代消費者法、査読無、12号、2011、40-56

<http://ci.nii.ac.jp/nrid/9000018619109>

岡本裕樹、集团的消費者利益の実現をめぐる民事実体法上の観点からの試論、現代消費者法、査読無、12号、2011、9-16  
<http://ci.nii.ac.jp/nrid/9000018619106>

- ②① 原田大樹、集团的消費者利益の実現と行政法の役割 不法行為との役割分担を中心として、現代消費者法、査読無、12号、2011、17-29

<http://ci.nii.ac.jp/naid/40018999107>

- ②② 丸山絵美子、消費者保護と契約、ジュリスト、査読無、No.1414、2011、78-83

<http://ci.nii.ac.jp/naid/40017406944>

- ②③ 酒井一、民事訴訟の目的と訴訟物、民事訴訟雑誌、査読無、57号、2011、24-47  
<http://ci.nii.ac.jp/naid/40018782881>

〔学会発表〕(計20件)

千葉恵美子、集团的消費者利益の実現と法の役割、愛知県弁護士会&適格消費者団体 AC ネット・シンポジウム「消費者被害をなくすための制度設計」(招待講演)、2012年2月18日、愛知県弁護士会館(名古屋市)

千葉恵美子、消費者取引における情報力の格差と法規制、日本消費者法学会第4回大会、2011年11月5日、京都大学(京都市)

鈴木将文、表示規制分野における私的利益の保護と公的規制、日本消費者法学会第4回大会、2011年11月5日、京都大学(京都市)

丸山絵美子、契約の内容規制と消費者の利益・公正な市場の実現、日本消費者法学会第4回大会、日本消費者法学会第4回大会、2011年11月5日、京都大学(京都市)

林秀弥、独占禁止法による集团的消費者利益の実現、日本消費者法学会第4回大会、日本消費者法学会第4回大会、2011年11月5日、京都大学(京都市)

原田大樹、集团的消費者利益の実現と法の役割実現と行政法の役割 不法行為法との役割分担を中心として、日本消費者法学会第4回大会、日本消費者法学会第4回大会、2011年11月5日、京都大学(京都市)

岡本裕樹、集团的消費者利益の実現を巡る民事実体法の観点からの試論、日本消費者法学会第4回大会、日本消費者法学会第4回大会、2011年11月6日、京都大学(京都市)

〔図書〕(計7件)

千葉 恵美子・長谷部 由起子・鈴木 将文 編著、商事法務、集团的消費者利益の救済と法の実現、2014年、618頁

小野 昌延編著、鈴木 将文、青林書院、新・注解 不正競争防止法(第3版)、2012年、1512頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

千葉 恵美子 (CHIBA, Emiko)  
名古屋大学・法学研究科・教授  
研究者番号: 7 0 1 1 3 5 8 7

### (2) 研究分担者

林 秀弥 (HAYASHI, Shuya)  
名古屋大学・法学研究科・教授  
研究者番号: 3 0 3 6 4 0 3 7

酒井 一 (SAKAI, Hajime)  
名古屋大学・法学研究科・教授  
研究者番号: 7 0 2 4 8 0 9 5

丸山 絵美子 (MARUYAMA, Emiko)  
名古屋大学・法学研究科・教授  
研究者番号: 8 0 2 5 0 6 6 1

鈴木 将文 (SUZUKI, Masabumi)  
名古屋大学・法学研究科・教授  
研究者番号: 9 0 3 4 5 8 3 5

(3)連携研究者

長谷部 由起子 (HASEBE, Yukiiko)  
学習院大学・法務研究科・教授  
研究者番号：40159637

原田 大樹 (HARADA, Hiroki)  
京都大学・法学研究科・准教授  
研究者番号：90404029

岡本 裕樹 (OKAMOTO, Hiroki)  
名古屋大学・法学研究科・教授  
研究者番号：90372523

角田 美穂子 (SUMIDA, Mihoko)  
一橋大学・法学研究科・教授  
研究者番号：10316903

大澤 彩 (OHSAWA, Aya)  
法政大学・法学部・准教授  
研究者番号：30510995

横溝 大 (YOKOMIZO, Dai)  
名古屋大学・法学研究科・教授  
研究者番号：00293332

高橋 祐介 (TAKAHASHI, Yusuke)  
名古屋大学・法学研究科・教授  
研究者番号：50304291

稗貫 俊文 (HIENUKI, Toshifumi)  
北海学園大学・法務研究科・教授  
研究者番号：70113610

佐久間 修 (SAKUMA, Osamu)  
大阪大学・高等司法研究科・教授  
一橋大学・法学研究科・教授  
研究者番号：10316903

宮木 康博 (MIYAKI, Yasuhiro)  
名古屋大学・法学研究科・准教授  
研究者番号：50453858

吉政 知広 (YOSHIMASA, Tomohiro)  
名古屋大学・法学研究科・准教授  
研究者番号：70378511

高橋 義明 (TAKAHASHI, Yoshiyuki)  
筑波大学・システム情報系・准教授  
研究者番号：10720683

町村 泰貴 (MACHIMURA, Yasutaka)  
北海道大学・法学研究科・教授  
研究者番号：60199726

渡部 美由紀 (WATANABE, Miyuki)

名古屋大学・法学研究科・教授  
研究者番号：40271853